

医療費助成制度

詳しい制度内容、申請時必要書類等は、保険医療課医療保険年金係までお問い合わせください。

制度名		重度心身障害者医療費助成制度	ひとり親家庭等医療費助成制度	乳幼児等医療費助成制度*
医療費の一部助成要件		身体障害者手帳1～3級の方 療育手帳①・A・②の方	ひとり親家庭等の方 (18歳到達年度末までの子ども のいるひとり親家庭等の方)	0歳から18歳到達年度末までの 乳幼児等の方
備考		本人・配偶者・扶養義務者に一定 以上の所得がある場合は対象外	生計同一者全員が所得税非課税 者、事実婚ではない等条件あり	16歳～18歳に限り、加入する健 康保険の種類で対象外となる場 合あり
医療機関等窓口 での一部負担金	通院	医療機関ごと に月4日まで	200円/日	500円/日
	入院	医療機関ごと に月14日まで	200円/日	500円/日

*小学生以上は年度毎(4月～翌3月)の自動更新です。3月中旬頃に新しい受給者証を送付しますので該当する方は確認してください。

☎保険医療課 医療保険年金係 担当:長井
☎お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

後期高齢者医療被保険者の方へ 服薬情報を通知します

病気の重篤化防止や医療費削減を目的として、後期高齢者医療の被保険者の方へ服薬情報に関する通知を送付します。通知を受けた方は、その通知をかりつけ医やかかりつけ薬局で提示し、重複している薬や飲み合わせの悪い薬の確認を行ってください。

《対象》※以下の全てに該当する方

- ・後期高齢者医療の被保険者の方
- ・複数医療機関(2か所以上)の受診歴のある方
- ・6種類以上の薬を服薬されている方

■外出時は「お薬手帳」を携帯しましょう

外出時に思わぬ怪我や体調不良で病院を利用することもあります。病院や薬局ごとに別々のお薬手帳を作らず一冊にまとめ、いつも服用している薬やアレルギー等の情報を記録したお薬手帳を携帯して、いざというときに備えましょう。

☎保険医療課 医療保険年金係 担当:桑田
☎お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

在宅介護が必要な重度障害者の方へ 手当を支給しています

障害の程度、所得制限などの支給要件がありますので、詳しくは社会福祉課障害者福祉係までお問い合わせください。

■障害児福祉手当

《対象》

日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方

《支給額》

14,650円/月(平成31年3月現在)

《支給月》

5月、8月、11月、2月

※前月分までの3か月分を支給します。

■特別障害者手当

《対象》

日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

《支給額》

26,940円/月(平成31年3月現在)

《支給月》

5月、8月、11月、2月

※前月分までの3か月分を支給します。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原
☎お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

身体障害者手帳の交付申請を受け付けています

さまざまな制度の支援やサービスを受けるために必要な身体障害者手帳を交付しています。詳しくは社会福祉課障害者福祉係へお問い合わせください。

《対象》

身体(視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓)に永続する障害がある方

《申請時必要書類等》

- ①申請書
 - ②指定医師の診断書・意見書
 - ③写真2枚(脱帽、上半身、真正面、縦4cm×横3cm)
 - ④個人番号(マイナンバー)と身元確認ができるもの
- ※①と②の用紙は窓口に設置(市のホームページからもダウンロードできます)

❗手帳をお持ちの方へ

■障害者手帳の再認定

障害の状態が再生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減するなどの変化が予想される場合は、再認定を実施します。再認定の時期に書面で通知しますので、期日までに診断書・意見書を提出してください。

再認定期日の指定がない手帳をお持ちの方の障害の程度が変わったときや、新たな障害が加わったときは、新規交付時と同様に申請してください。

■以下の場合には届け出が必要です

- ・氏名が変わったとき
- ・住所が変わったとき
- ・死亡したとき
- ・紛失、破損したとき

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原
☎お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

公営住宅等の入居者を募集します

※入居希望者多数の場合には抽選になります。

種類	高宮若者用 マンション	市営住宅	
公募期間	3月18日(月)まで		
住宅名	虹のマンション 1棟1号室	八千代町殿前住宅 9棟18号室	甲田町堂ノ口住宅 B棟2号室
所在地	高宮町佐々部 531番地6	八千代町下根 137番地	甲田町高田原 1684番地6
家賃 月額	28,400円	16,200円～ 31,800円	16,800円～ 33,000円
間取り	RC二階建 集合住宅 ワンルーム	木造二階建3DK	木造平屋建2DK
条件	おおむね 18歳から30歳 までの単身世帯		所得制限(上限)あり

☎住宅政策課 住宅係 担当:岩本
☎お太助フォン 47-1202 ☎ 47-1206

広島県河川清掃等業務委託制度

❗広島県河川清掃等業務委託制度

河川環境の保持と河川愛護意識の普及・向上のため、県が管理する河川(一・二級河川)の清掃活動(草刈・ゴミ拾い)を行う団体に県が委託料を支払う制度

河川の清掃活動を行っている団体で、制度を新たに利用する場合は管理課建設管理係へ申し込みください。

《委託金》

活動経費の範囲内で、実施計画・報告書の内容を審査後決定されます。

《申請時必要書類》

- ・実施計画書
- ・作業箇所を示した地図

※平成31年度の申込締切は3月8日(金)です。

☎管理課 建設管理係 担当:カ石
☎お太助フォン 47-1201 ☎ 47-1206